

大学共同利用機関法人自然科学研究機構における競争的研究費等の不正使用への対応に関する規程

平成19年10月25日
自機規程第73号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における競争的研究費等取扱規程（平成19年自機規程第70号。以下「取扱規程」という。）第10条に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における競争的研究費等（取扱規程第3条第1項に規定する競争的研究費等をいう。以下同じ。）の不正使用に係る調査、審理及び判定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、不正使用とは、前条の競争的研究費等について規定する法令や関係規程等に違反する使用をいう。

2 この規程において、機関の長とは、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第2条第1項に規定する大学共同利用機関、第2条の2第1項に規定する機構直轄の研究施設及び第50条第1号に規定する岡崎共通研究施設の長（岡崎共通研究施設にあっては、当該研究施設に対して密接な関係及び協力を行う大学共同利用機関の長とする。以下同じ。）をいう。

(調査の実施)

第3条 機構における競争的研究費等の不正使用に係る調査については、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における競争的研究費等の不正使用に関する通報窓口規程（平成19年自機規程第72号）第4条第4項に基づく報告を受けた場合、予備調査と本調査を行う。

2 予備調査については、研究費の不正使用防止担当理事（以下「担当理事」という。）が速やかに行うこととし、競争的研究費等の不正使用に係る可能性の有無を調査するものとする。

3 本調査については、取扱規程第5条第1項に規定する競争的研究費等の不正使用防止委員会（以下「委員会」という。）が行うこととし、競争的研究費等の不正使用に係る審理及び判定を行うものとする。

(予備調査)

第4条 担当理事は、予備調査の実施に当たっては、予備調査チームを設置することができる。

2 予備調査チームの構成は次に掲げる者とし、当該通報事案に利害関係を有しない者と

する。

- 一 通報された当該事案に係る機関の長（チームリーダー）
 - 二 その他担当理事が指名する者
- 3 予備調査チームは、調査に当たっては、次の各号に掲げる事項を行う。
- 一 関係者からの事情聴取
 - 二 帳票類等、関係資料の調査
 - 三 その他必要な事項の調査等
- 4 予備調査チームは、関係資料等の隠滅が行われるおそれのある場合には、関係資料等の保全を行うことができる。
- 5 前項の措置をとる場合には、担当理事が事前に機構長の承諾を得るものとする。
- 6 予備調査チームは、当該通報事案が行われていた可能性、通報に示された内容について、調査を行い、調査開始後、14日以内に不正使用の可能性の有無を担当理事に報告し、担当理事は、通報の受付から30日以内に本調査を行うか否かを決定し資金配分機関に報告するものとする。
- 7 前項において、担当理事は、本調査を行わないと決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知しなければならない。また、予備調査に係る関係資料等については、予備調査チームが保存し、通報者の求めに応じ開示することができるものとする。
- 8 第6項において、担当理事は、不正使用が行われていなかったと判定される場合であって、調査を通じて通報が通報者の悪意に基づくものであることが判明した場合、その旨の認定を行うものとする。
- 9 担当理事及び予備調査チームは、予備調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないように十分に配慮しなければならない。

（本調査）

- 第5条 担当理事は、前条第6項により本調査の実施を決定した場合、委員会に報告し、委員長は、本調査チームを設置するとともに機構長に報告しなければならない。
- 2 前項の報告を受けた機構長は、当該通報事案に係る競争的研究費等の資金配分機関に対し、その旨を報告するものとする。
- 3 本調査チームの構成は次に掲げる者とし、当該通報事案に利害関係を有しない者とする。
- 一 通報された当該事案に係る機関の長（チームリーダー）
 - 二 大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計実施規則（平成16年自機規則第3号）第2条に定める経理責任者又はそれに代わる者で委員長が指名する者
 - 三 本機構外の弁護士又は公認会計士
 - 四 その他委員長が指名する者
- 4 本調査チームは、調査に当たっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- 一 予備調査に係る報告資料の精査
 - 二 関係者からの事情聴取
 - 三 帳票類等、関係資料の調査
 - 四 その他必要な事項の調査等
- 5 本調査チームは、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について資金配分機関に報告、協議するものとする。
 - 6 本調査チームは、関係資料等の隠滅が行われるおそれのある場合には、関係資料等の保全を行うことができる。
 - 7 前項の措置をとる場合には、委員長が事前に機構長の承諾を得るものとする。
 - 8 本調査においては、被通報者に、書面又は口頭により弁明の機会を与えなければならない。
 - 9 本調査に係る関係資料等については、本調査チームリーダーが保存し、当該競争的研究費等の資金配分機関及び通報者の求めに応じ開示することができるものとする。
 - 10 委員会及び本調査チームは、本調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないように十分に配慮しなければならない。
 - 11 通報された当該事案に関係する機関の長は、必要に応じて、被通報者等の調査対象の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。

(審理及び認定)

第6条 本調査チームは、調査の開始後、原則として、90日以内に調査結果、委員会に報告するものとする。

- 2 委員会は、前項の報告について、その内容等を審理し、不正使用の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について認定する。
- 3 委員会は、不正使用が行われていなかったと判定される場合であって、調査を通じて通報が通報者の悪意に基づくものであることが判明した場合、その旨の認定を行うものとする。

(調査結果の通知及び報告)

第7条 委員会は、前条第2項の認定を行ったときは、調査結果と不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画をまとめ、機構長及び当該機関の長に報告しなければならない。また、調査結果を速やかに通報者、被通報者に通知するものとする。

- 2 委員会は、当該資金配分機関の求めに応じ、調査が終了していない場合であっても、調査の中間報告を行うものとする。
- 3 第1項の報告を受けた機構長は、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画を含む最終報告書

又は中間報告書を通報の受付から210日以内に当該競争的研究費等の資金配分機関に報告するものとする。

- 4 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、資金配分機関に報告するものとする。
- 5 資金配分機関の要請があった場合には、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。
- 6 前条第3項の認定が行われた場合、機構長は通報者の所属機関の長に対し、調査結果を通知することができる。

(不服申し立て)

第8条 被通報者は、第6条第2項の判定の結果に不服がある場合は、通知を受けた日の翌日から60日以内に委員会に対し、不服を申し立てることができる。ただし、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

- 2 不服申し立ての審査は、前項による不服申し立ての受理後30日以内に委員会において行う。
- 3 被通報者からの不服申し立ての趣旨が、本調査チームの構成等、公正性に係るものであった場合には、委員会の判断により、本調査チームに代えて、委員長が指名した他の者(以下「審査職員」という。)に再調査させることができる。
- 4 委員会は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを決定するものとする。この場合において、不服申し立てが認定に伴う措置等の先送りを目的とするものであると判断した場合は、以後の不服申し立てを受け付けないことができる。
- 5 委員会が、不服申し立てを却下すべきものと決定した場合には、当該決定を機構長に報告するとともに被通報者及び通報者に通知する。
- 6 委員会が不服申し立てに係る事案の再調査を行う決定をしたときは、速やかに本調査チーム又は審査職員に申し立てに基づく再調査を指示するとともに、当該決定を機構長に報告し、被通報者及び通報者に通知する。
- 7 前項の報告を受けた機構長は、当該競争的研究費等の資金配分機関に対し、その旨を報告するものとする。第9項の報告を受けた場合についても同様とする。
- 8 本調査チーム又は審査職員は、再調査を開始した場合は、原則として、60日以内に、不服申し立てに基づく再調査の結果をまとめ、委員会に報告しなければならない。
- 9 前項の報告を受けた委員会は、速やかにその内容等を審理し、不正使用の有無について再判定しなければならない。
- 10 委員長は、前項の判定を機構長に報告するとともに被通報者及び通報者に通知する。

(通報者の不服申し立て)

第9条 通報が悪意に基づくものであると判定された通報者(被通報者の不服申し立てに

係る再調査により認定された者を含む。)は、前条第1項の規定を準用し不服申し立てをすることができる。

2 前項の不服申し立てについては、前条の規定を準用し取り扱うものとする。

(調査結果の公表)

第10条 機構長は、第7条第1項により、競争的研究費等の不正使用の判定について報告を受けた場合は、第8条第1項に定める期間経過後、調査結果を公表することができるものとし、不正使用がなかったとの判定について報告を受けた場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。

2 第4条第8項及び第6条第3項により悪意に基づく通報との認定があった場合は、機構長は、判定結果及び悪意に基づく通報と認定した理由を公表するものとする。

(調査中における一時的措置)

第11条 機構長は、本調査を行うことが決まった後、委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された競争的研究費等の一部又は全部について執行を停止することができる。

2 前項において、当該事案に係る被通報者が複数の競争的研究費等の交付等を受けている場合も同様とする。

(判定後の措置)

第12条 機構長は、第7条第1項の報告により競争的研究費等の不正使用があった場合は、当該調査に係る競争的研究費等の使用の中止を命ずるとともに、機構に所属する被通報者について、資金配分機関が定める措置のほか、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則(平成16年通則第2号。以下「就業規則」という。)その他関係規程等に従い必要な処分を行う。

2 機構長は、第7条第1項の報告により、不正使用と判定された競争的研究費等の一部又は全部について、資金配分機関に返還したときは、被通報者に対し、求償することができる。

(不正使用が行われていなかったと判定された場合)

第13条 機構長は、第7条第1項の報告により、不正使用が行われていなかったと判定された場合は、第11条に規定した執行の停止を解除するものとする。また、第4条第4項及び第5条第5項の証拠保全の措置についても同様とする。

2 委員会は、不正使用が行われていなかったと判定した旨を、委員会の構成員、予備調査チーム、本調査チームその他この規程に基づき不正使用の調査等に携わった者等の調査関係者に対して周知する。

3 機構長は、不正使用が行われていなかったと判定された者の名誉回復その他の措置及び不利益が生じないための措置を講じることとする。

4 機構に所属する通報者について、通報が悪意に基づくものであることが認定された場

合は、機構長は、就業規則その他関係規程等に従い必要な処分を行う。

(守秘義務)

第14条 委員会の構成員、予備調査チーム、本調査チーム及び審査職員その他この規程に基づき不正使用の調査等に携わった者は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(調査への協力)

第15条 機構の役職員は、予備調査チーム、本調査チーム、委員会又は審査職員から調査の協力を依頼された場合は、調査に協力しなければならない。

(匿名の通報者への対応)

第16条 第4条第7項、第7条第1項、第8条第5項、同条第6項及び同条第10項に規定する通報者への通知は、通報者が匿名の場合、これを行わない。

(補則)

第17条 この規程で定めるもののほか、競争的研究費等の不正使用への対応に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。